

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県教職員健康審査会 (福利課)	
設置年月日	昭和42年4月1日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県教職員健康審査会規則	
委員定数・任期	委員定数 15人以内 任期 2年	
職務内容	教育局並びに県立学校その他の県立教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員の疾病に関して審査し、その治療の要否及び程度、勤務の可否、生活指導の内容等について判定すること。 教職員の健康管理について意見を述べること。	
公開・非公開の別	公開	規則上では公開だが、教職員の個人情報を審議するため、議決により非公開としている。
平成30年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>開催日：</p> <p>平成30年 4月18日(水)、 5月16日(水) 6月20日(水)、 7月18日(水) 8月15日(水)、 9月19日(水) 10月17日(水)、 11月21日(水) 12月19日(水)</p> <p>平成31年 1月16日(水)、 2月20日(水) 3月20日(水)</p> <p>開催時間：午後1時30分から午後3時</p> <p>場所：福利課分室審査会議室</p> <p>議題：教職員の疾病に関する審査及び傷病の判定 教職員の採用に係る健康状態の審査等</p>	